

シルバー人材センター利用契約書【雛型】

発注者名 株式会社 ●●●●

センター 公益社団法人 市川市シルバー人材センター

発注者とセンターとは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して以下の●●●●業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

本件会員業務 ●●●●作業

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、●●●、●●●円とする（or 合計額がわかる（計算できる）式等で記載）。

（例）●●作業1時間あたり●●円に対し、実施した作業時間数を乗じて得た額と消費税額の合計。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和●●年●月●日から令和●●年●月●日までとする。

第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、市川地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（利用契約の中途解除等）

発注者又はセンターは、会員業務就業規約第10条第1項の規定により、本契約の有効期間の途中で、合意解約をしようとする場合は、相手方に対して1か月前までに書面をもって通知しなければならない。

2. 発注者又はセンターは、会員業務就業規約第10条第1項の規定により、相手方が次の各号の

一に該当したときは、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき
- (2) 約定の期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき
- (3) 仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立てがあり、若しくは滞納処分を受け、又はそれらのおそれがあると認められるとき
- (4) 破産開始手続、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算等の申立てがあったとき、又はそれらの手続開始等の要件に該当する事由があると認められるとき
- (5) 支払停止又は支払不能に陥ったとき
- (6) 重要な事業の停止、廃止、譲渡又は解散（合併による消滅の場合を含む。）の決議をしたとき
- (7) 合併その他の組織再編又は役員の変動等により実質的支配関係が変化したとき
- (8) 重大な契約違反又は背信行為があったとき
- (9) 発注者又はセンターが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これに準ずる者、又はこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき
- (10) 発注者又はセンターが、自ら、又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐欺・脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為をしたとき
- (11) 上記各号の一に準ずる事由その他本契約の継続を困難とする事由が発生したとき

第6条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

契約日 令和●●年●●月●●日

(発注者住所) ●●●●

(発注者) 株式会社 ●●●● ⑩

(センター住所) 市川市平田1丁目20番17号

(センター名称) 公益社団法人 市川市シルバー人材センター ⑩